

### 第3回 まちづくり常任委員会会議録

平成30年6月6日(水)  
委 員 会 議 室

#### ○会議日程

- 1 開会宣告(10時30分)
- 2 調査事項
  - (1) 住民生活課所管
    - ① JR北海道の事業範囲の見直し等に係る対応について
  - (2) 保健福祉課所管
    - ① 第5期幌延町障がい福祉計画及び第1期幌延町障がい児福祉計画について
  - (3) 建設管理課所管
    - ① 名林公園樹木診断について
  - (4) 産業振興課所管
    - ① 稚内空港の運営権の委託について
    - ② 先端設備等導入促進基本計画の策定について
- 3 その他
- 4 閉会宣告(13時38分)

#### ○出席委員(8名)

委員長	3番	斎賀弘孝
副委員長	4番	無量谷隆
委員	1番	富樫直敏
委員	2番	西澤裕之
委員	5番	鷺見悟
委員	6番	吉原哲男
委員	7番	高橋秀之
委員	8番	植村敦

#### ○出席説明員

町長	野々村仁
副町長	岩川実樹
総務財政課長	飯田忠彦
住民生活課長	藤井和之
生活環境G主幹	山下智昭
保健福祉課長	早坂敦
戸籍福祉G主幹	村上貴紀
建設管理課長	島田幸司
建設管理技術長	植村光弘
公園住宅係長	多田純司
産業振興課長	山本基継

○議会事務局出席者

企画振興G主幹 角 山 隆 一

事務局 長 藤 田 秀 紀  
主 事 満 保 希 来

齋賀委員長

それでは、ご着席ください。

ただいまよりまちづくり常任委員会を開会します。

本日は、全員出席しております。

委員会に先立ちまして、野々村町長より、ご挨拶をいただきたいと思ひます。

野々村町長

皆さん、おはようございます。

第3回のまちづくり常任委員会開催にあたり、全員ご出席をいただき、まことに、ありがとうございます。

本日の案件は5件ということで、盛りだくさんの説明になるかと思ひますけれども、忌憚のないご意見をお聞かせいただき、審議を進めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

齋賀委員長

ありがとうございました。

それでは、さっそく、調査事項に入りたいと思ひます。

先ほど、町長からのご挨拶にもありましたとおり、4つの所管からの説明となりますが、順番に行っていきたくと思ひます。

まず最初に、住民生活課所管、『JR北海道の事業範囲の見直し等に係る対応について』の説明を求めたいと思ひます。

藤井住民生活課長

おはようございます。

住民生活課からJR北海道の事業範囲の見直しに係る対応について説明いたします。

ご承知のとおり、JR北海道が公表しております、事業範囲の見直しに関しましては、平成28年8月25日に3駅廃止提案がありまして、本町は存続することとし、平成29年度、平成30年度の予算措置をしたところです。

平成29年度はJR北海道と管理委託契約を締結しましたが、宗谷本線の沿線自治体と足並みが揃わないことから、宗谷本線の維持管理については、従来どおりJR北海道が行っていましたので、予算執行がされておられません。本件につきましては、現時点では、平成30年度の管理委託契約を締結せず、予算執行も不要となるとの情報ですので、時期をみて減額補正の対応をさせていただきます。

ページ中央から下にかけては、平成29年度の宗谷本線活性化推進協議会の開催状況で、役員会2回、協議会2回、幹事会6回が開催されております。

また、協議会として、宗谷本線沿線自治体で鉄道利用実態動向調査を年間4回実施しております。

協議会で実施する調査としましては、特急列車のみの調査となっておりますが、町は、始発から最終までの上り7本、下り6本すべてを4回の実施にあわせて実施しております。

右側に小さな表で恐縮ですが、調査結果をお示ししております。

実施日によっては利用者が存在していたり、いなかったりと、一日あたりの利用者数の

平均は、一番右に記載しているとおおり、幌延駅以外で、利用者があったのは、雄信内駅で次に問寒別駅、下沼駅の利用がありました。1回目で雄信内駅を利用した方は道外の方、2回目では下沼駅を利用された方は道外の方で、雄信内駅は国外の方と道外の方でした。

3回目では、下沼駅の利用は地元の方で、雄信内駅の利用は道外、問寒別駅は地元の方で、4回目では雄信内駅の利用は国外の方で問寒別駅は地元の方の利用でございました。

残念ながら地元利用の増加はこのままでは見込めない状況であり、町としましては、鉄道利用を含め交流人口の増加を期待したく、各種施策を講じているところであります。

2ページをお開きください。

その他の対応として、町民乗車票についてですが、平成28年3月の普通列車減便対策で、JR北海道から示されている販売数など、毎年、意向確認等があり、町としては条件に満たなくても継続実施をお願いするとともに、今までは役場で取り扱っておりましたが、移住情報PR支援センターが幌延駅に開設されたことに伴い、利便性向上を図り、利用者の増加を図るため、JR幌延駅内で販売をすることとしております。

次の丸でございますが、昨年、宗谷本線活性化推進協議会幹事会において、数回、議論を重ね、検討、分析報告をまとめ、12月23日に協議会で報告した内容を記載しております。

利用促進について、道北地域活性化に向けた提言、経費節減策効果について議論しましたが、特に下段に記載しております経費節減額については、JR北海道が示す営業損益に対し、協議会で試算した経費節減額が持続可能な収支改善を見込めないことから、何らかの抜本的な支援が必要とまとめたところでございます。

3ページをお開きください。

協議会における宗谷本線の議論の方向性としましては、一つ目に「国防・国土保全・生産空間の観点から」、国境に面する要衝であること、一次産業から六次産業まで多様な産業形成であり、拠点空間を結ぶ重要路線であること、また、トラック輸送の問題などから、今後の課題解決に向けた検討が必要であり、人員の確保、貨客混載などの検討が必要となり、生活基盤維持の重要な路線と位置付けております。

二つ目の「教育・医療・ビジネス利用の観点から」では、教育や医療などが、それぞれ広大な沿線に点在しており、それらを結ぶ鉄道は重要な移動手段であり、バス事業者が減少した場合の想定としても、生活環境の維持にとっても、必要なインフラであるとともに、ビジネスの観点からも、地域振興の面からも重要と位置付けております。

三つ目の「観光・交流人口の観点から」では、国の広域観光周遊ルートの中軸を担い、空港民間委託とともに連動したインバウンドや交流人口の拡大に大きく寄与する路線であり、日本最北の地から九州最南端まで繋がる路線は日本の財産であることと位置付け、下の四角で囲った、四つの丸を議論のまとめとしております。

一つ目の丸、二つ目の丸は経費節減策や利用促進だけでは、抜本的な解決策とはならないこと。三つ目、四つ目の丸では、それらを踏まえ、今後、協議会としての方向として、北海道が主体となり、交通体系のあり方をさらに踏み込む検討が必要とし、併せて、宗谷本線は重要路線であることを主張し、JR北海道の最大限の自助努力を前提に国に対し、実効性ある支援を求め、将来にわたって持続的に維持していく方策を北海道とともに、費

用負担も含め検討していくこととしております。

4 ページをお開き願います。

本年4月28日の新聞報道にありました件につきましては、前日の、宗谷本線活性化推進協議会幹事会で議論について掲載されました。

J R北海道から相談したい事案として、利用の少ない駅、踏切の廃止による経費節減の2点について1月の幹事会で説明がありましたが、幹事会内の意見の相違があり、改めて4月27日に議論して、それぞれの自治体で駅や踏切の管理方法について、J R北海道と意見交換することとし、これらの方向性を6月末までに行っていくことになっております。

一つ目の無人駅については、J R北海道から一日当たりの乗車人数が3人以下の無人駅の廃止について示され、無人駅のうち、旭川～名寄間8駅、名寄～稚内間21駅 宗谷本線で29駅について相談され、削減効果は2,900万円であると説明を受けております。

二つ目の踏切についてですが、踏切は、下段のほうに、四角で囲った第1種から4種に区分されており、その内、1種から3種のうち、一日当たりの交通量が50台未満で5km以内に迂回路がある踏切の廃止について相談を受けております。

旭川～名寄間で18カ所、名寄～稚内間で30カ所、計48カ所が対象となっており、削減効果は4,800万円と説明を受けております。

次のページをご覧ください。

幹事会でJ R北海道から説明を受けた内容について、5月23日に幌延町に対して、J R北海道と個別の意見交換、相談があり、その時の説明では、一つでも廃止をして経費削減を行っていききたいと相談を受けたところでございます。

現状での町の考え方としましては、駅については、平成28年度に3駅の廃止提案を受け、平成29年度、平成30年度の2カ年にわたり維持管理費を予算計上し対応しておりましたので、容認も可能と考えているところであり、その他の駅については、宗谷本線全体の考え方や町としての考えをまとめるためには時間が必要と意見交換したところであります。

右欄の踏切についてでありますがお配りしております、J R北海道から配布された資料3ページから4ページにかけて、幌延町内の踏切について記載されております。

この表の真ん中の部分に相談事項の欄があり、廃止できるか相談と記載されております。お手数ですが元の資料5ページにお戻りください。個別のことはともかく、基幹産業である酪農に大きな影響を及ぼすこと、宗谷本線沿線の産業形態は異なり、生き物を飼育している酪農や昨今の働き方改革などの考え方も踏まえ、現地の把握などには時間が必要と意見交換しております。

また、一方では課題整理も必要と考えております。

駅の維持管理を容認しても、駅周辺の住民に委ねられている維持管理は、従事者の高齢化や人手不足などにより、継続にも不安が残ります。

踏切については、意見交換の場において、例えば、廃止相談されている踏切の負担を町が持つことことで、踏切が存続されるのかなど疑問点を問い合わせしているところであり、現在、回答は得ておりません。

いずれにしても、鉄道を廃止した場合、再度、レールが敷かれることは想定しにくく、

道路を活用している交通事業者の収支悪化や人手不足の課題、まち、ひと、しごと創生総合戦略にも掲げている秘境駅の観光資源への可能性など、即自的な判断に至らないと考えており、本町においてもドライバーにとどまらず人手不足が見受けらるなど、宗谷本線全体及び、周辺地域に影響を及ぼすこの問題は、町だけの考え方で整理することは極めて難しいことから、J R北海道と生活交通の問題は関連する影響が大きく一定の方向性が決まらなければ、総合的な判断が困難だと考えております。

なお、配布しました『宗谷本線存続に向けた取り組み』というA4横の資料ですが、こちらは幹事会でまとめ、協議会に報告をした抜粋版でございますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。

斎賀委員長

ありがとうございました。今、J R北海道の件について説明がありましたが、このことについて、なにか、委員の皆さんのほうから意見がある方は、指名を受けてから発言をしてください。

無量谷副委員長

今、J Rの踏切廃止ということで、具体的に出てきたんですけれども、わが家の実態という形で、皆さんに聞いていただきたいのですが、うちの踏切は、一応、既設踏切ということで、自前で板も買って、そして、設置している踏切であります。経費も自分で払っているんですけども、そのようなところも廃止の対象となるのか、あるいは、ならないのか、その辺を聞きたいと思います。

藤井住民生活課長

現時点の情報では、今、無量谷委員が言っていた既設的なというか、個人との契約ですね。いわゆる、J Rさんと個人との契約の踏切は、幌延町内に3カ所あるというふうに聞いています。

ここは、J R北海道側の説明では、位置付けは、踏切ではないので、今回の相談する案件には、当然なっていない。ですから、今までどおり、個人がJ Rさんにご負担をいただくことで、そこの継続はされるのかなあとというような認識でございます。

高橋委員

駅なんですけど、今、3駅の無人駅を町でお金を出して維持しているんですけども、これが、幌延の駅を抜かして、他の駅も今度は該当してくるんですけども、そういう場合は、町がこの駅を残して欲しいと言え、維持費を出せば、残してくれるという話はあるんですか。

藤井住民生活課長

結論は、わからないんですけども、あくまでも、相談をしたいということなんです。旭川から稚内までの駅の数、確か39駅くらいあったと思うんですけども、それが、仮に全部の自治体がいらないと言った場合とか、もしくは、幌延だけは、7駅全部を残すと、ただ他の自治体は全部がいらないと言った場合、これは、歪な状態になりますということを幹事会でも議論しました。そうすると、結局は、個別の自治体の結論ではないじゃないですかということも、私個人的にも幹事会の場で質問、意見を述べたんですけども、結局は宗谷本

線全体の話で最終的に駅の数みたいなイメージとか、究極に話をすれば、普通列車どうするから始まり、駅をどうするということになるので、今現時点では、議論していかないと結論がでないんです。ただ、もともと3駅を廃止提案されて、町が維持管理経費を持ちますよ。だから、今までどおり、列車は停まりますよという考え方は、そのまま継続されるはずなので、JR北海道側から説明を受けた相談というのは、あくまでも、一つでもいいから経費節減をしていきたいんだということですので、そこに尽きるのかなと思っておりますが、結論は、残念ながらみえていません。

#### 高橋委員

それでは、まわりの町村が廃止していいよって言われた場合に、全部なくすというような可能性もあるということですよ。ということは、今、秘境駅でやっと人気ができきて観光客も駅に寄るようになってきて、それが全部、今度廃止になると、秘境駅という観光の資源もなくなるということとなる。この話ってまだまだ先の話なんですけど、そういうふうになると、秘境駅の観光ということとなると、全駅を無くすことはできないんじゃないかなあと思うんですよ。お金がかかっても。その辺は、考えているのでしょうか。

#### 藤井住民生活課長

幹事会どもその辺の議論は出ていまして、結局、最後にでたのが、歪な形になるよねって話になっちゃったんですよ。ただ、今の秘境駅の話でいくと、力を入れているのは幌延町であり、音威子府村であり、というところぐらいであり、後は和寒町の塩狩駅も若干力を入れているんですけども。そういう部分だけしか残らなくて、中間、じゃあ、いらぬという話にはならなくて、中間の自治体の担当課長さんの話を聞くと、南に行けばいくほど、通学、通院など、我々とは違った視点で駅を存続したいという思いも持っている自治体あるわけです。そうすると、当面は、その方々がいる限り、私個人的には、幹事会で議論した中の整理としては、当面は、残るんだろうなと思います。ただ、自治体として、最終的にうちの自治体はいらぬですという答えを出す自治体も中には出てくる可能性があるということなので、ここは、6月末までに、ある程度の方向性をまとめといったところからでないかと、方向がまったく見えてこないというふうにも思っておりますので、現時点では、まだ、その段階にはいかないのかなと思っています。

#### 植村議長

私もその会議には、何回も出席して、話を聞いているんですけども、基本的に、JRの赤字対策の基本的な考えというのは、将来的には、強い要求がって、宗谷本線を存続するというのは、良いのかもしれないんですけども、それにしても、現在の運行形態では、存続しても意味がないという考え方が、基本ではないのかというふうに聞いていました。極論を言わせてもらいますけれども、おそらく、JR側としては、1町村1駅というのが、存続するにしても、基本的なスタイルであり、今のような、秘境駅だとかというのは、廃止、もしくは、1町村1駅でも無人駅という形をとってやっていくというような考え方のかなと、そうすることによって、私たちが要求しているJRの高速化という部分にも繋がっていくということなのかなという気がしています。

ただ、問題は、利用が少ない駅の地域の人達の足をどうするかということになってくると、そこは、またJRとしては、おそらく、バス路線を利用しなさいというような考え方があのかな。というふうに捉えています。これからの議論で、そこらへんは、どういう

ふうに進んでいくかということは、まだ、不透明なところかなあと思うんですけども、そこがおそらく赤字対策の一つの大きな論点なのかなと。ですから、今、でてきたような踏切の廃止だとか、二重線の廃止だとかという小さい部分から、まず、出来そうなところからというんですけども、実際、先ほども少し議論されたんですけども、今ある踏切というのは、生活という営農のための重要な踏切という形で、私たちは使っているんでないかと思うんですけども、そういう面からいくと、なかなか、これを廃止すると言っても、29か所の踏切を、実際に廃止できるのは数カ所なのかなあというふうなことも考えられます。本当に、この作業というのは、町村の思惑も含めて、非常に厳しい、折衝、交渉に今後なっていくのかなと考えてます。

今後、協議会としては、夏以降を目途に一定の結論を出したいという名寄の会長の考え方も述べてましたけれども、そこまでもっていくのには、大変な関係者の御苦労があるのかなというふうに感じて、いつも会議にでて帰ってきています。

藤井住民生活課長

今、植村委員からもご説明があったとおり、幹事会協議会の中では、いろんな意見があります。協議会として、宗谷本線を持続可能な路線とするためには、JR北海道さんの経費節減にも少し協力しましょうというような話し合いになっているがゆえに、少しでもどっかで協力できないかということ、各自治体で考えていただけないですかということがJR北海道の意向と協議会の中の話合いなんです。我々担当部署としては、可能であれば、28年度には、3駅の維持管理を予算計上させていただいた。もしくは、踏切もどこか1箇所でも協力できるところはないかという模索、検討は、当然、していかなければいけないのかなというふうに考えているのが、現状であります。

斎賀委員長

ほかに、このことについて意見はありませんか。

ないようでしたら、私のほうからいいですか。

2ページ目にあります「幹事会における検討分析報告を協議会総会で報告した。」とありますが、この総会には、JR北海道も顔をだしたのですか、それとも首長さんだけの総会の報告だったのですか。

藤井住民生活課長

幹事会協議会は、ほとんど、JRさんも参加して議論しております。

斎賀委員長

わかりました。

それでは、新聞見ても、何見ても、協議会には、宗谷本千沿線自治体がいっぱい参加するけれども、JR北海道さんからは、社長が1人とかいつも決まった人が決まったところへ行くんですけども、これで、協議会の総会で利用促進策とか、提言とか、経費節減効果などは、総会で決まったんだから、沿線自治体さん確認だよということとなりますよね。JRとすれば。

でも、北海道全体を見てみると、バス転換して、一日も早く、とにかく札幌オリンピックまでに、札幌新幹線を札幌まで走らせてほしいという声もだんだんできてきたし、横額の資料には、宗谷本線では、旭川空港まで列車を乗り入れしてほしいとかなっていますよね。そして、なんとかして、宗谷本線を残してほしいとか。



そんな中で、4月28日の新聞では、JR北海道から新たに無人駅の全部の名前が出てきて、踏切のことも出てきたと。これを協議したいということを幹事会で了解したという報道内容になっていますよね。資料には、了解という言葉はないけれども、新聞では、協議することを了解したということを行っているんだから、無人駅、踏切については、もう、OKとったと、話をしていくことをOKとったんだから後は、それをどういうふうにしていくかということになると思うんですよ。そしたら、札幌まで新幹線を早くやるには、先ほど植村委員が言っていたように、宗谷本線の駅は、町村には1つずつしか残さないよというのが、宗谷本線を残す一番の策である。幹事会においても、既に、12月23日の総会で報告しているでしょうと言われてしまえば、もう、それに従ってやっていくしかないんじゃないかなあと思うんですけれども。その辺はどのように考えているですか。

藤井住民生活課長

憶測でお話しをすれば、いろんな憶測ができます。

ですが、協議会としては、このままでは、JR北海道が資金ショートします。ですから経営難です。国の支援を求めていくのでも、JR北海道の自助努力がなければだめだ。もしくは、地域沿線も一緒になって考えていかなければいけない。というような条件がいろいろ積み重なって、最終的には、協議会としては、鉄路を残すためには、JR北海道も会社としては、残さなければいけない。運行してもらわなければいけない。であれば、経費節減の部分は、協力できる自治体があれば、協力するという考えも、それまたありであるということなんですよ。そこで、協議会の中で旭川までの新幹線延伸というは、もともと、新幹線整備計画策定時の北海道の考え方には、旭川という言葉が入っていたくらいですから、これも復活して、国と折衝する時のためにとか、そういう目的も含めて、協議会に入れていきましょうというふうな動きになっていますし、あとは、空港への列車乗り入れというの、旭川市独自では、試算等も検討したようですが、そうすると莫大な経費がかかるという結論になったみたいですが、ただ、協議会としては、一つでも、存続する、持続可能にするためのメニューの一つとして加えて、国への支援を求めていくのだというような姿勢の中の話であるので、仮にどこかの町で駅を廃止をすることを容認もしくは、踏切も容認、どこかの町では容認しないというような話があったとしても、我々協議会という組織の中では、そこもひとつということで、国に対してアピールはできるであろうから、そういう議論をやっていきましょうというだけのことであって、幌延町だけが考えるのではなくて、他の自治体も考えて進めていきましょうという流れの中の話であるので、うちの町としてみれば、大きな課題、問題であるとは思いますが、そういう協議会の組織の中の話、もしくは、JR北海道の会社としての運営という部分に合わせて鉄路を残すという課題、国の支援のあり方をどうやったら望めて、期待できるのかという視点などを総合的に判断しながら、現状では、進めているところです。

斎賀委員長

わかりました。

協議会に参加して進めていくには、幌延町の意見が固まらなくてははいけませんよね。まだ、その協議もしていませんよね。どういうふうにするのか情報が沢山ある中で。6月末までには、結論を出す。6月末といっても、もう6月なんですから、もう、何日もないわけで、町民の意見も聴いている暇もなく、あとは、町理事者の情報と今後の宗谷本線のこ

とを考えて、検討していってもらえないかな。また、委員会の方には、逐一、情報提供いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

藤井住民生活課長

資料の中の説明にありましたとおり、29年30年度の予算計上では、3駅の廃止については、維持管理経費を予算計上させていただいています。という流れがあります。もう一つは、新たに踏切という概念ができました。では、踏切って、じゃあどこがっていうところは、いわゆる、そこの踏切に隣接しているだけではなくて、その奥地に向かっていく、営農されている、もしくは、畑で営農されている方もいるかもしれない。という部分の調査も必要となりますから、そう簡単には、踏切の部分というのは、踏み込むことができないのかなというのが、率直な考えです。もう一つは、一覧表にもあったとおり、例えば、私も個人的には車で走っていますから、だいたい、この辺に踏切があるなどわかっているんですが、ひとつ例をあげるとすると、上幌延の生活改善センターの裏ですね。あそこの町道の踏切というのは、道道側にも、踏切がある。例えば、そういう部分の一つをどうでしょうかという相談というのは、地権者や畑の使用者に相談というのは、担当課長として、可能かなと思っています。今、結論を出すのではなくて、そういう部分をピックアップさせてもらいながら、6月末までの方向性を決めていきたいと思っていますので、全部の踏切の案件を1件1件調査するというのではなく、今想定している場所から、一つずつ相談をしていくというような流れになって、最終的にまとめていくということなので、今、委員長がおっしゃったとおり、町民全体にご説明というのは、タイムスケジュール的には、困難なので、地権者、関係者等の部分の説明しかできないのかなあというような認識でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

無量谷副委員長

今、踏切の関係で、幌延町でどのくらいの踏切があるのか把握しているのか、あるいは、幌延町のJRでいっている第1種から第4種まである踏切の種分けというか、その数というか幌延の実態を把握しているのかな。

藤井住民生活課長

お手元にお配りしている、「幌延町内の駅の状況について」という資料をご覧ください。3枚目を開いてください。そこにA4の横の表があります。NO. 1からNO. 22まであります。これが幌延町内のJRが今、管理している踏切になっております。

斎賀委員長

他に発言ありませんか。

(「ありません」の声あり)

以上、今後の対応については、担当課のほうで理事者を含めよろしくお願いいたします。

それでは住民生活課の案件はこれで終わりたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、続きまして、保健福祉課所管「第5期幌延町障がい福祉計画及び第1期幌延町障がい児福祉計画について」の説明を求めたいと思います。

早坂保健福祉課長

それでは、保健福祉課から、「第5期幌延町障がい福祉計画及び第1期幌延町障がい児

福祉計画について」両計画を策定いたしましたので、内容のほうの説明をさせていただきます。

まずは、前段の幌延町障がい福祉計画のほうですけれども、本計画は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において、3年を1期とする障害福祉サービス提供体制の確保、その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画の策定が義務付けられており、第4期計画が本年3月31日をもって満了したことに伴い、この度、第5期計画を策定したものであります。

次に後段の障がい児福祉計画ですが、本計画は、障がい児通所及び障がい児相談の提供体制の確保や支援の円滑な実施に関するもので、従前は、前段の障がい福祉計画においてそのあり方を示していたところですが、平成28年7月に児童福祉法が改正されたことに伴い、障がい児に関する明確な計画の策定が義務付けられたことから新たに第1期として本計画を策定したものであります。計画期間はいずれの計画も、平成30年度から32年度までの3年間となっており、また、関連性もあることから、関係法令の規定に基づき、両計画は一体的な計画策定としておりますので、ご承知おきいただければと思います。

それでは、計画の具体的な概要説明に入らせていただきます。説明は、当課 戸籍福祉G主幹 村上のほうからさせていただきますので、よろしく願いいたします。

#### 村上戸籍福祉G主幹

それでは、計画の詳細概要につきましては、私の方からご説明させていただきます。お手元に配布させていただいております、計画書により説明させていただきます。

計画書の表紙をめくっていただき、目次をご覧ください。

本計画は、3部構成といたしまして、第1部は、基本的な考え方や現状について記載する『総論』、第2部におきましては、『第5期幌延町障がい福祉計画』、第3部で『第1期の幌延町障がい児福祉計画』という形で3部構成としております。

1ページをお開きください。

『第1部総論』『第1章計画策定の基本的な考え方』『1計画策定の趣旨』につきましては、前段で課長から説明してあります考え方や趣旨等について記載をさせていただきます。

2ページの『2 計画の性格と位置づけ』では、幌延町総合計画や、介護保険事業支援計画・子ども・子育てプランなど、関連計画との整合性を持たせて策定するものとし、計画期間を2018年度から2020年度までの3か年と定めています。

4ページをお開きください。『計画の対象』では、本計画の対象者は、町内在住の障害者及び障害児とし、それぞれの定義については、原則として各法制度によるものとしています。

6ページをお開きください。『4計画の基本理念』では、幌延町総合計画において定める本町の将来像『町民一人ひとりが主役！夢と活力に満ち自然と共生する安心で住みよい町』の実現のため、『だれもが安心して暮らせる「自立と共生」のまちづくり』を当計画の基本理念の掲げ、全ての人々が、違いを認め合い、個人として尊重され、共に支えあい、暮らしを共感し合うことのできる地域社会を目指すとしています。『5計画の推進体制』では、(1)で、広報誌やホームページなどで、本計画の目的や事業内容が理解されるよう周知に努めること、(2)で、関係機関や関係団体等、それぞれの役割を協議し、連携

強化しながら本計画の推進体制の充実に努めること、(3)で、国・道・近隣市町村と連携し、障害者の多様化するニーズへの対応を図ること、(4)で、計画に記載した取組や事業の実施状況について点検・評価を行い、PDCAサイクルによる効果的な推進を図ることを記載しています。

8ページをご覧ください。『第2章幌延町の障害者等の現状』『1人口と世帯の推移』につきましては、8ページで、国勢調査人口を基に、平成7年から平成27年までの20年間の人口推移を記載し、9ページで、住民基本台帳人口及び世帯数の近年の動きを記載しています。詳細につきましては割愛させていただきますが、20年間で人口は2割以上減少し、少子高齢化が進み、単身世帯が増加傾向にあることが見て取れると思います。

10ページをご覧ください。『2障害者の現状』について、『(1)身体障害者』は、総人口に占める割合が、5%から6%の間で推移しており、等級別では3級及び4級の中度の手帳交付者が約半数を占めている現状にあります。

11ページをお開きください。障害種類別では、肢体不自由が6割強を占めており、続いて、内部障害が2割弱、聴覚障害が約1割という状況です。

12ページ『(2)知的障害者』では、北星園利用者を含め2016年度末で123人で、総人口比5.1%となっていますが、本町に保護者がいる療育手帳交付者は、平成28年度で36人です。『(3)精神障害者』は、2016年度末で9名の手帳交付があり、総人口比は約0.3%と高くはありませんが、微増傾向にあります。

13ページをお開きください。『(4)発達障害者(児)の現状』『(5)高次脳機能障害者の現状』『(6)難病患者』については、障害者総合支援法において障害者の範囲に含まれていますが、市町村段階での正確な人数把握が、現状では、困難な状況にあることを記載していますが、随時の把握に努めます。

14ページ、15ページでは、『3障害者の暮らしの場』については、北星園・グループホーム北の星・安心生産農園及び相談支援事業所ひだまりの利用状況等について記載しています。

16ページをお開きください。『第2部第5期幌延町障害福祉計画』です。『第1章障害者サービスの見込量とサービス確保の方策』『1 成果目標の設定』では、福祉施設に入所している障害者の地域生活への移行支援や、福祉施設利用者の一般就労への移行支援等について、基本方針に基づき、国が定める成果目標の内容を、北海道の考え方を踏まえ、本町の実情に応じた数値目標を設定しました。国が定める成果目標は4項目あり、1つ目の『福祉施設の入所者の地域生活への移行』については、国の目標値が、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行するとともに、施設入所者が2%以上削減することとされており、これを受け、北海道では、地域移行者3.8%、施設入所者の減少見込み2%と設定されています。本町における施設入所者は3名で、年齢や能力面等を考慮し、3名とも地域生活へ移行することは困難であることから、本町の地域生活移行者及び施設入所者の削減見込の目標値は0人と設定しています。

17ページをお開きください。

2つ目の『精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築』については、国及び北海道の目標値は、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する事。精神病床における1年以上長期入院者を設定し、入院後3ヶ月時点の退院率を69%以上

に、6ヶ月時点での退院率を84%以上に、1年時点での退院率を90%以上にすることとしています。本町の、精神病床入院者は0人であることから、目標値も0で設定しています。市町村ごとの協議の場につきましては、単独設置が困難な場合は複数市町村による共同設置であっても差し支えないとされていることから、自立支援協議会を中心として設置に向けた協議を進める事としています。

18ページ、3つ目の『地域生活支援拠点等の整備』については、国は、平成32年度までに各市町村又は各圏域ごとに少なくとも1つ整備することを基本としていることを踏まえ、北海道では、第5期計画期間中においては21圏域ごとに1か所以上整備することとしています。本町においては、宗谷圏域での設置を目標とし、調整を図っていくこととしています。

19ページをお開きください。4つ目の『福祉施設から一般就労への移行等』については、国も、北海道も、一般就労への移行者や就労移行支援事業の利用者数の増加を目標としていますが、本町においては、就労移行支援事業の利用見込みが無いことなどを総合的に判断し、全ての項目について目標値を0人と設定しています。

20ページから22ページで、障害者サービスの、第4期計画の見込量に対する実績を記載しています。実績の詳細は割愛させていただきますが、訪問系サービスのうち『居宅介護』の平成29年度実績で見込量を大きく上回っておりますが、ヘルパー利用が必要な障害児の転入によるものです。

23ページから26ページで、第5期計画の見込量と確保の方策について、第4期計画の実績を踏まえ、今後の利用意向等を勘案し設定しています。

利用を見込んでいるサービスは、『(1)訪問系サービス』のうち『居宅介護』、24ページ『(2)日中活動系サービス』のうち『生活介護』、『療養介護』、『短期入所』、25ページ『宿泊型自立訓練』、『就労継続支援A型及びB型』、『(3)居住系サービス』の『施設入所支援』、『共同生活援助』及び26ページ『(4)相談支援』中、『計画相談支援』で、それぞれの見込量については、第4期計画期間中の実績等を踏まえ設定しています。

27ページをお開きください。『第2章 地域生活支援事業の見込量とサービス確保の方策』です。各サービスの、第4期計画の見込量に対する実績を記載しています。こちらにつきましても、詳細は割愛させていただきますが、28ページ『(4)移動支援事業』の実績が、平成28年度以降大きく減少していますが、利用者の1名が65歳到達により、介護保険制度優先の原則に基づき、障害サービスとしての移動支援利用が減少した事によるものとなっています。

30ページから34ページで、第5期計画の見込量と確保の方策について、本町の実情に応じ設定しています。地域生活支援事業は、全ての市町村が実施することとされている必須事業と、市町村が自主的に取り組む任意事業があります。必須事業につきましては、単独実施が困難な事業もあることから、近隣町村及び宗谷圏域と連携・調整しながら実施及び検討していくこととしています。

35ページをお開きください。『第3部 第1期障害児福祉計画』です。『第1章 障害児サービスの見込量とサービス確保の方策』『1成果目標の設定』では、障害のある子の、身近な地域の中での「育ち」を保障していくために、基本方針に基づき、国が定める

成果目標の内容を、北海道の考え方を踏まえ、本町の実情に応じた数値目標を設定しました。国が定める成果目標は、『障害児支援の提供体制の整備等』として、児童発達支援センターの設置や、保育所等訪問支援を利用出来る体制の構築、重症心身障害児を支援する事業所の確保、医療的ケア児が必要な支援を受けられるための関係機関協議の場の設置が掲げられ、単独での確保・設置が困難な場合は圏域対応でも差し支えないとされている事を踏まえ、北海道では各圏域で1か所以上の設置を基本とし、利便性や移動距離を考慮し整備をすすめることとしていることから、本町の目標を、天塩町、遠別町と共同運営している留萌北部地域子ども発達支援センターを継続運営することとし、重症心身障害児支援や医療的ケア児支援の協議の場につきましては、留萌北部地域子ども発達支援センターや宗谷圏域協議会と検討を行うこととしています。

36ページでは、第4期障害福祉計画で設定した、障害児サービスの見込量に対する実績を記載しています。全体的に見込量より実績が下回っている状況にあります。留萌北部地域子ども発達支援センターの人員体制が整わず、ニーズに対応しきれない状況である事が大きな要因となっています。

37ページをお開きください。第1期計画の見込量と確保の方策について、過去実績を踏まえ、今後の利用意向等を勘案し設定しています。利用を見込んでいるサービスは、『(1) 障害児通所支援』のうち未就学児を対象とした『児童発達支援』と、就学児を対象とした『放課後等児童デイサービス』で、いずれも、留萌北部地域子ども発達支援センターで受けられるサービスとなります。利用ニーズが年々増加傾向にあることから、見込量も増加傾向で設定していますが、実績でも説明したとおり、センターの人員確保に苦慮している状況が続いておりますので、実績では大きく下回ることが予想されます。しかしながら、本町において唯一利用可能なサービスでもあることから、天塩町・遠別町と協力しながら、体制整備を図っていきたくと考えています。以上、概要の説明とさせていただきます。

齋賀委員長

ありがとうございました、第5期の障害福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の説明がありましたが、このことについて、意見がある方は、指名を受けてから発言をしてください。

西澤委員

気になった点が1点ありましたので、17ページの地域包括ケアシステムの構築というところで、共同設置も可ということで、そちらに向けて協議を進めるという話でしたが、本町の現状を考えると近隣町村と違うのは、常勤ではないにしても、精神科の医師が1人いるということと障がい者の福祉施設を持っているということ踏まえると、単独でどうして構築できないのかというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。

村上戸籍福祉G主幹

単独設置という形で、できないということで協議を進めて、今の精神科の医師という部分について、包括ケアシステムを構築するにあたっての研修等を受けていただくとか、精神障害者という部分での包括ケアシステムという部分で、圏域協議会の中で、北海道として圏域ごとで協議の場を設置したいというような意向があったということで、もし、幌延町単独でということであっても、そこに、もしかしたら、圏域での協議の場として作ってもらえないかという話も今後でてくる可能性も想定しており、国の方針がでたタイミング

グでの圏域協議会の中での話合いとして共同設置として協議していこうということとなったので、計画の中では、宗谷全体として共同設置で協議していくという計画にするということでもあります。

西澤委員

障がい児のデイサービスについて、遠別町と天塩町と幌延町でセンターを設置することとしていますけれども、数年前から、センターの人員も含めて、体制というところがずっと課題となっているのかなあと思いますけれども、方向性として、どういうふうにしていったって解決していこうというような話し合いが3町で行われているのか、その内容について教えていただければと思います。

村上戸籍福祉G主幹

年々、発達の遅れがみられる子どもがどこの町も増えてきているという中で、今、発達支援センターの支援員として働ける方としては、有資格者が良いだろうということので有資格者を採用するための募集も行っていますが、こども園とか保育所の保育士の確保も難しいこの地域の中で発達支援センターで有資格者を採用するのが、なかなか厳しい状況に近年あるということで、今現在は無資格者なんですけれども、研修を受けて頂いたり、経験年数等で対応しているという状況にあります。ただ、今後もまた増えていく見込みはあるんですけれども、今後の体制のあり方、運営のあり方について、明日、事務担当者レベルで協議して、30年度と31年度以降の体制をそうしていこうか事務レベルでまず話し合うこととして、明日、その場を設けているところでもあります。

鷲見委員

昨今、テレビなどでも問題になっております国の障害者年金の給付だとか、障害者の級の見直しというのがでているんですけれども、その辺については、町村あたりではどのようになっているんですか。

村上戸籍福祉G主幹

まだ、詳しくは、町村までは、おりにきていないという状況であります。

鷲見委員

幌延町において、障害者年金は受けている人はいるのですか。

村上戸籍福祉G主幹

障害者年金につきましては、障害者手帳の級と障害の程度の基準が違うものですから、一概に手帳の1級2級を持っている方が年金を全て受給しているかということは、なかなか把握はしていない状況ではありますけれども、障害年金を受給できる程度の障害の程度をお持ちの方につきましては、手帳交付時に障害年金の制度の周知という部分につきましても、年金機構から各市町村へ依頼がされているという状況ですので、役場の窓口で手帳を交付する際に障害年金制度についての広報をさせていただいておりますので、担当としては、障害年金は100%受給はされているものと思っております。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、この程度にしたいと思います。

また、担当課のほうでは、よろしくお願ひしたいと思います、

それでは、以上をもちまして、保健福祉課所管「第5期幌延町障がい福祉計画及び第1期幌延町障がい児福祉計画について」を閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、建設管理課所管「名林公園樹木診断について」の説明を求めたいと思います。

島田建設管理課長

名林公園樹木診断につきましては、以前より町議会議員の方々並びに町内会の方々からいろいろな意見がありました名林公園にある木々の対応などについて、町として検討した結果、専門知識を有する樹木医に診断していただくこととしました。

これら診断に係る経費につきましては、平成30年度の当初予算に計上しており、1本あたり5万円の診断料がかかるものであります。先般、平成30年5月6日の北海道新聞に「木々の腐敗状況を簡単に調べられる装置を開発した」という記事を読み、早速、装置を開発した「道立総合研究機構林業試験場」に名林公園にある木々の状況を説明し、装置による診断の可否について、ご相談をさせていただいたところ、本装置による診断は可能であるとのこと回答をいただき、なおかつ、診断に係る費用については、現在、装置の製品化に向け、多くの診断データが必要であることから一切かからないということでありました。

名林公園の現状並びに道立総合研究機構林業試験場との協議内容と今後の進め方などについて、担当の多田係長よりご説明させていただきます。

多田公園住宅係長

それでは私から、名林公園樹木診断について、説明させていただきます。

名林公園には、樹齢100年から400年のハルニレやミズナラをはじめとする木々が200数本生い茂っています。その中でも、お手元の資料1、写真の「8番」になりますが、幹周囲を計りますと約4メートル80センチメートル、高さは30メートルを超えるであろう名林公園のシンボルともいえるミズナラが群を抜いて立っています。しかしながら、長い歳月を積み重ねてきたが故、私のような素人目でも、根元の疲弊度合いが確認できるほどの老朽に至っています。

ここ最近では、平成27年10月2日の暴風雨、平成29年9月18日の台風、同年11月11日の暴風時などで、名林公園内の樹木は、倒木や枝折を繰り返してきました。幸いにも何れの災害時においても、住民に被害を及ぼすものではありませんでしたが、常に自然災害時には、危険と隣り合わせにあります。また、それら暴風時に倒木に至らなかった場合でも、樹木に与えたダメージは少なからず出ているものと懸念するところです。

名林公園には、まちの主要道路歩道へ繋がる遊歩道が伸び、その道を散歩する方をはじめ、子どもたちも遊ぶ公園です。それ故、安全面には細心の注意を払い、町民の皆様安心してご利用いただける環境に努めていく必要があると考えているところであります。公園内樹木の疲弊度は、目視で判断しかねる樹木もあり、万が一の事故を未然に防ぐことを目的として、この度、樹木診断を行おうとするものであります。

当初は、樹木医によるレジストグラフを用いた本格的な樹木診断を行うことを計画し、本年度予算にも計上しておりますが、その折、5月6日付け北海道新聞朝刊に、道立総合研究機構林業試験場で、木の腐敗状況を調べられる装置が開発されたことを受け、その装置をもって診断を仰ごうと考えました。

5月23日に、美唄市にあります道立総合研究機構林業試験場へ赴き、名林公園の樹木状況をこちらから説明したうえで、試験場担当者から開発装置等の説明を受けて参りました。

診断を受けたい樹木としては、別紙写真のとおり8本ですが、その他にも見た目は健康



そんな木でも何らかの問題を抱える木もあろうかと思しますので、試験場の日程と装置活用が可能であれば、8本に限らず、公園内の多くの木を診断いただきたくお願いしてきたところです。

試験場で開発された診断装置の特性、利点等につきましては、添付した資料2及び資料3のとおりであります。簡単に概略を説明させていただきます。

この度、開発された装置というのは、樹木先端に針を付けたスピーカーで木の幹に音を伝え、幹の反対側に届く振動を受振器で感知する方式となっております。当初、計画していた診断方法では、レジストグラフを用いて、幹部にキリを挿入して材の健全度を計るものでありましたので、開発装置においては、木を傷つけることなく診断できるものとなっております。また、1本あたりの診断時間も2分～3分と非常に短く、効率的に多くの樹木を測定できることも特徴であります。診断できる樹木では、広葉樹・針葉樹を問わず、あらゆる樹種を診断できるもので、名林公園に樹生するハルニレやミズナラ、シラカバも診断可能となっております。資料2の下段左に「開発した装置と従来装置の比較」が示されておりますが、その中で測定可能な直径が10センチメートル～100センチメートルとなっております。前段でも申し上げたとおり名林公園には幹周囲が約4m80センチメートル、直径にすると約150センチメートルと測定可能範囲を超えていますが、大型アンプに付け替え、出力を上げることによって測定可能という見解を試験場からいただいております。仮に、診断の結果、切らざるを得ない判定が示された場合は、試験場としてはデータ収集を図りたいことから「診断結果と伐採後の実際の断面が診断結果と合っているかどうかの検証を行いたい」とのことです。この開発された装置をもって診断を仰ぐということは、試験場としてのデータ蓄積、実績へと繋がり、また当町におきましても低コストで、しかも多くの樹木診断を得られるというお互いにとってメリットの大きいものと考えております。なお、名林公園の土地・立木竹については、国から無償貸付をしておりますので、危険木の伐採の可否について旭川財務事務所に問い合わせたところ、所定の報告は必要であるものの、切る分には問題ないという回答で了解をいただいております。

以上、名林公園樹木診断について、説明させていただきました。

齋賀委員長

はい、ありがとうございました。このことについて、委員皆さんからご意見を伺いたいと思います。意見のある方は、指名を受けてから発言してください。

吉原委員

前に、名林公園だいぶひどいやつ切りしましたよね。その時にも、町の人達に随分協力してもらって、気を片付けていただいたという経過ありますよね。その辺は今回どうするんでしょう。何年か前に欲しい人にみんな持っていってもらって、きれいに持っていったはずだよね。

多田公園住宅係長

伐採後の処理につきましては、昨年度もふるさとの森で樹木を伐採したところですが、その際に、希望する町民の方に無償配布をしております。そういった方向で仮に伐採した樹木が出た際は、そういう方向で、告知端末機などで周知し、町民の皆さんに還元したいと思います。

吉原委員

すると、だんだん名林公園と言いながらも樹木が後から植えたのもありますけれども、細くなってさみしくなっているんだよね。また、こうやって大きな木がなくなると、ますますさみしくなる。それで、その後、どうするのか。植林するのか、又は、もっときれいな方法で花の咲く木を植えたり、なんかいろいろ考えているのか。その辺はどうなっ

ているのですか。

島田建設管理課長

今現在で例えばシンボルツリーですとか倒木のおそれのある木を伐採した後の事は、計画はしておりませんが、確かあそこは開基100年の時に桜の木を植えたりとかしていて、その桜の木も何本かダメになっているという状況でうから、その辺は町民が楽しめるような環境づくりというようなことを考えるとそういう樹種を植えていくというのも方法かもしれません。それは、今後検討していきたいと思います。

高橋委員

伐採時期っていうのはいつ頃になるのかと、それと伐採本数って、この写真にでていた8本だけで済むのかということをお聞きします。

島田建設管理課長

先ほど多田係長からお話しありましたけど、道立総合研究機構林業試験場のほうで7月に入ってから、中川に道立試験場の分所があるらしいですが、7月に中川に来るので、その時に3人体制で名林公園の診断に伺いたいという話は、今、聞いています。

伐採時期等に関しては、素人でも見てもわからないので、見た目健康であっても例えば、木の上のほうから、水が浸入して、中が腐敗しているという状況もあるというような話も聞いてますし、診断結果を聞いてから、伐採の費用も今後考えなければいけないので、その辺は、補正で計上してという形になるのかなあとと思います。

無量谷副委員長

名林公園は、原始の森ということで、北海道でも有数の巨木があるという公園だと思います。ですから、ここには、年数がものすごく経っている木が多いんですけども、これは貴重な資料ではないのかという気がするんですね。ですから、500年以上経っている木もあると思うんです。ですから、これらに対応する木の樹種の選び方が今植えている状況の中では、白樺とかは、そういうのはそんなに寿命はもたないんで、白樺というのは、ちょっと、年数には該当しないのかなという感じがするんですけど。ですから、やはり、100年200年以上ももつような木の植え方とあるいは、空洞になっている木というのは、意外にしっかりしているのかなと思うんですよ。やはり、巨木も残す方法も考えた方がいいのではないかなという感じで。ある程度、風の負担のないような形で根元から切るのではなくて、枝を少し張っているのを落として、スリム化するような形で長持ちさせる、そういう方法も考えるべきではないのかなと思います、単純に根元から切るのではなくて、改善してほしい。8番あたりは、下の方が腐っているけれども、俺が個人的に見た段階では、昔、ここは、すごく地盤が固い状況なので、根が張らない状況でこういうこおになったのかなと僕自身は思うんですけども、大事にしようと思うのなら、根のまわり、たい肥を入れて、根をしっかりとせるといったような方法もあるのではないかと思います。ですから、8番の写真を見てもわかるとおり、ある程度、幹は太いけれども、枝があまりない状況、自然に無くなっている状況で、これだけ維持できるということも踏まえた管理の仕方が必要です。ですから、8番の全体像の左側の枝を落としてやれば、長持ちするのかなという感じがするんですけども。その辺の考え方はどうなのかな。

島田建設管理課長

まず、1点目の植樹する樹木については、今後検討するというご理解いただければと思います。

それで、今、無量谷委員おっしゃるとおり林業試験場に診断を仰いで、これはもうすぐさま倒木の危険性があるという木については、伐採しなければいけないんでしょうけれど

も、診断してどこをどういうふうにすると、その木が安全にもつのかということも視野に入れてやっているのです、診断でダメだからすぐ切るという判断では、ありませんのでご理解いただければと思います。シンボルツリーについても、何か手を加えることによって、このまま維持することができるという方法が見つかると思うんです。そうなったときは、そういう方法で木をもたせていくというようなことも考えていますので、よろしく願います。

無量谷副委員長

今、そうやって、まるまる切るのではなくて、貴重な年数の経っている木を保存するという形にもっていければなと思います。だから、写真でいう4番の木の枝もスリム化すれば、かなり持つのかなという感じがしています。

ですから、この枝を少し落としてやって、ある程度、風の負担を落とすという感じにすれば、スリム化できるのかな、維持できるのかなと思います。

西澤委員

一点確認なんですけれども、先ほど、多田係長が言った話というのは、試験データが必要だと、商品化に向けて。なので、基本的には、ここの図にあるように、健康な木も切っていますよね。これは、さっきの話だとデータに必要だという認識から、測ったらその中も見たいので、測った木は切りたいというようなお話だったのかあと思いましたが、今の無量谷委員への答弁だと、全部は切りませんというような話なんで、その辺は、どういうふうにやっていくのかなと思いますが。

島田建設管理課長

基本的には、写真に載っているのは、データで林業試験場さんのほうでデータと実際に切った時の断面図を載せているだけであって、基本的には、診断を受けた木をすべて切るということは考えていません。もちろん、見た目で健康的な木に見えても、実際に診断を受けた時に、中はこういうような腐敗が進んでいるよというのもわかってくるので、それをただ枝払いをしてということではなくて、今後、倒木する可能性のある木であれば、やはり、切らなくてはならないということもあるのかなと思います。一概に診断してもらったからすべて切るということではありません。

斎賀委員長

他にありませんか。

では、名林公園樹木診断については、この程度にして、閉じたいと思います。

建設管理課所管は、すべて終わりです。それでは、これで午前中の委員会を閉じたいと思います。休憩に入ります。

午後からは、13時10分からです。よろしくお願いいたします。

(12時04分 休憩)

(13時11分 開議)

斎賀委員長

それでは、休憩を解いて会議を再開します。

調査事項の4番目、産業振興課所管「稚内空港の運営権の委託について」であります。これについて、説明を求めたいと思います。

角山企画振興G主幹

それでは、企画振興グループ角山から、稚内空港の運営権の委託についてご説明させていただきます。お配りした資料は国土交通省からでた資料でございます、7空港の特定

運営事業の実施方針とそこの運営権委託に向けたスケジュールを書いたものでこちらに基づいて説明のほうをさせていただきます。

資料1枚目をご覧ください。「7空港特定運営事業等実施方針」でございます。稚内空港を含む運営権の委託、民営化とも言われておりますけれども、今年3月29日に国の実施方針が示されましたので、今回、ご報告させていただきます。また、幌延町が稚内空港の株を保有しておりますので、こちらの譲渡価格も示されましたので、併せてご報告させていただきます。

この事業は、国土交通省、旭川市、帯広市、北海道において、民間事業者による滑走路やターミナルビル等の運営を一体的に実施（委託）しようとするもので、事業期間は30年間とし、最大で5年間の延長が可能とされています。次に、事業方式ですが、運営権者は、国が管理する新千歳、稚内、釧路、函館の4空港と、地方公共団体が管理する旭川、帯広、女満別の3空港、合計7空港の運営を行うこととなります。次に運営権者から提案を求める事業についてですが、航空ネットワーク及び道内航空ネットワークの充実強化に関する事業、北海道の広域観光の振興に関する事業、地域との共生に関する事業の3項目について提案を求めています。次に、運営権者の責任の履行確保に関する事項についてですが、国交省、旭川市、帯広市、北海道の4管理者共通化の枠組みによるモニタリング（事業監視）を実施します。

このモニタリングにより、運営権者が提案事項や要求水準を遵守しない事態が続いた場合に、一つの空港の契約解除ではなく、7つ全ての空港の契約解除を念頭に対処できる仕組みや協議の場を構築することとしています。

次に運営権対価等ですが、国管理の4空港については、運営権者は運営権対価として、一時金と分割金を国に支払うこととなります。その内容ですが、分割金は、毎年24億円を30年間、合計720億円を支払い、一時金は0円を上回る金額を提案し、国へ支払うこととなります。

地方管理3空港につきましては、公的最大負担額の削減額について空港毎に提案を受けます。

次に資料の右上になりますが、運営権者の募集・選定手続きについて記載されております。運営権者については、有識者等で構成する審査委員会により、提案の内容が審査されることになっており、道内7空港の一括運営による北海道における広域観光の振興や経済の活性化に資する内容であることを総合的に判断して、優先交渉権者が選定されます。

次に今後のスケジュールですが、資料2枚目の、「北海道内7空港運営委託に向けた現時点での想定スケジュール」をご覧ください。資料の右側になりますが、7空港一体のビルの経営開始及び滑走路等の運営移行など全て民間に移行し運営が開始される時期は、平成33年3月頃を予定しております。

次に、稚内空港ビルの株式譲渡価格についてですが、1株あたりの譲渡金額については、65,361円なので、幌延町には保有株20株分の1,307,220円が譲渡金額として国交省から運営会社が決定する平成31年度に支払われる予定です。

当初1株当たり5万円で20株100万円を出資しておりましたので、譲渡益は、307,220円となる予定です。以上、ご報告とさせていただきます。

斎賀委員

運営権の委託について、何か委員のみなさんから質問がありましたら、指名を受けてから発言をしてください。

鷺見委員

テレビなどでかなり前から千歳空港を例としてやっていたんですけど、全道の空港の中で千歳空港は、黒字だという話はよく聞いていたんですけども、他の空港については、赤字だという話も聞いています。そういったのが、7空港を一体にして、ガラガラポンして、稚内空港なんて、どのようになるのか。最終的には、具体的にいろんな業者で入札してやる。そして、一つの会社に、もしくは、ジョイントベンチャーかなにかになるのかもしれませんが、決まるという形になるのか、北海道の場合は、かなり、空港運営というのは、難しいものだと思うんですけども、その辺について、何か聞いていますか。

角山企画振興G主幹

運営の中身といいますか、方針といたしましては、現状、千歳空港は黒字で、他の空港の経営は苦しいという話がありました。ただ、今回の運営権の委託については、7空港すべて一括でやるというような内容となっております、説明会の中では、他の赤字を新千歳が補てんするという考えではなく、それぞれ、民間の知恵を使って、各空港で今まで以上の取り組みをなささいという内容になっていると聞いております。

報道等でしか、こちらとしても情報を得ておりませんが、北海道の企業が共同でという話があったり、フランスの公団がみたいな話がありますが、具体的なお話については、まだ情報がこちらには入っておりません。

西澤委員

株の譲渡価格が示されたんですけども、株を保有し続けるという選択はないのでしょうか。

角山企画振興G主幹

この事業については、あくまでも国が運営権を委託するという内容ですので、そこに出資した自治体等々については全て、今回、株を譲渡するという方向性で進んでおりますので、今、保有している株は全部、他の自治体も譲渡するというように聞いております。

斎賀委員長

他にありませんか。内容でしたら、「稚内空港の運営権の委託について」はこれで閉じさせていただきます。

それでは、もう1件、「先端設備等導入促進基本計画の策定について」であります。これについて説明を求めたいと思います。

角山企画振興G主幹

では、私のほうから、先端設備等導入促進基本計画の策定についてご説明させていただきます。

お配りした資料は、A4表裏の策定の概要、制度の概要について書いたものと、資料3枚つけておりますけれども、こちらは、中小企業庁で示しておりますこれらの制度の内容を書いてあるものでございます。一番最後のチラシは、この制度を使うことによって受けることの使うことのできる優遇制度等をまとめたものですので、参考で後程見ていただければと思います。

説明は、一番上の説明資料に基づいてお話させていただきます。

本基本計画を策定する背景といたしまして、国の方針といたしまして、中小企業の現況が回復傾向にあるんですけど、労働生産性の伸び悩みや大企業との格差拡大によって、中

小企業の所有設備の老朽化が課題となっているということを踏まえて、今後3年間を集中投資期間と位置付け、老朽設備の更新促進による労働生産性の向上を図るといったことが背景となっております。

こちらについては、生産性向上特別措置法というのが根拠法令となっております、所在市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合、中小企業や小規模事業者等が「先端設備等導入計画」の認定を受けることができます。

認定事業者については、税制支援や金融支援等の支援措置の活用が可能になります。こういった事を踏まえて、幌延町といたしましても、中小企業支援等の観点から基となります導入促進基本計画の策定を進めるものであります。こちらについては、6月中にまとめることを予定しているところです。

この計画があることによって受けられる具体的な支援措置について、3点書いております。まずは、固定資産税の軽減が図られます。こちらは、課税標準3年間ゼロということで、根拠となっております地方税法また町の税条例についても、こちらに対応した改正がなされておりますので、素地としては整っているところです。また、計画に基づく事業に必要な資金調達支援こちらは信用保証になりますけれども支援が受けられます。また、認定事業者が中小企業向けの補助金を使う場合、優先採択される。審査の中で加点を受けられるというような支援措置がございます。こちらの導入促進基本計画には、先端設備等の導入促進目標であったり、種類であったり、導入促進内容、計画期間などを記載することになっております。

町が、この基本計画を整備することによって、中小企業がそれに対応した先端設備等導入計画を作ることになりますが、こちらの内容についても簡単にご説明させていただきます。こちらは、中小企業者が計画期間内に労働生産性を一定程度向上させるという目的の基、先端設備等の導入することが対象の事業になります。計画の期間は、計画認定を受けてから3年から5年となっております。この計画に合致する要件といたしましては、まずは、労働生産性を向上させるということで、計画期間における基準年度比で労働生産性が年平均3%以上向上するというような計画。

また、対象設備が、労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備となります。この先端設備ですが、減価償却できる償却資産というような考えで良いかと思えますけど、種類といたしましては、機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備、ソフトウェアが例示されております。

審査の基準ですけれども、国が示した指針、また、町が策定する導入基本計画に適合するもの。また、先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるもの、認定経営革新等支援機関、こちらについては、商工会等が支援機関として位置づけられておりますが、こちらにおいて事前に確認を行って認定されているものというような条件となっております。

こちらの計画が認定された場合、先ほど申し上げた優先採択の対象となる補助金のメニューが4つございまして、「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業」、「小規模事業者持続化補助金」、「戦略基盤技術高度化補助金」、「サービス向上等生産性向上IT導入支援事業」こういった国の補助事業に対して、優先的に採択される可能性があるというような内容となっております。これを機に、中小企業支援の観点、また、起業等に

も繋がるだろうということも踏まえて、今回、町として基本計画を策定しようとするものでございます。説明は以上となります。

齋賀委員長

はい、ありがとうございました

ただ今の「先端設備等導入促進基本計画の策定について」なに委員の皆さん意見ありませんか。指名を受けてから発言をお願いします。

無量谷副委員長

この先端技術って企業誘致というか、そういうような形の中で、これを幌延町としてこれだけやるということなのかを確認しておきたいと思います。

角山企画振興G主幹

主たる目的といたしましては、中小企業の支援というところが、合致するところではあるんですけども、仮に、この計画を作れば、設備投資についても、補助が受けれるということもあるので、幌延町は計画を策定しますよというのが、一つの企業、開業にも繋がるかなとは思っております。

無量谷副委員長

今ある企業が、先端技術を導入するということはわかるんですけど、新たに企業を誘致してこういうものも該当になる町村ですよということを打ち出すのか。そうすると幌延町には、工業用地というかそういうを町で保有していないので、できれば、幌延町として、工業用地を保有するべきではないのかなというような感じがするんですけど、その辺の計画は立てないのかなという感じなんですけど。

角山企画振興G主幹

今回の計画の策定については、あくまでも、中小企業の支援がメインとなっております。また、そこの支援を受けれる中小企業の括りとして、製造業は、もちろんそうなんですけれども、卸売業、小売業、サービス業というようなものも該当してきますので、一概に工業用地というだけでなく、例えば、いま、産業振興センターの貸室などもありますので、そういったものも有効的に使っていただくというのが、現状、考えられる支援かなと思います。

無量谷副委員長

土地に関しては、何も返答ないんですけども、企業はその町村にそういう工業団地なり、なんなり、進出するだけの土地があるかないかも、先に調べてきてます。ある程度、あるということになれば、具体的に話を持ってくるんですけど、近年、見ていると、該当ない町村には、なかなか、企業が直接求めるような体制で進出してくるような企業がなかなかないという。実質あるとこのみ、検討してくるというような状況なんで、できれば、幌延町としても、工業団地、あるいは、企業誘致の土地を保有すべきでないのかなという感じがするんですけど、町長、いかがなものでしょう。

野々村町長

今、まさしく、大きな工場とか含めて、そういう懸念があるというご指摘で、ございませうけれども、先だって、この事業自体の整備をしておくことによって、誘致を少しでも加速化できるというところであり、工業団地をつくるということになると先に、その土地の部分の区画すべてを整備をしておくということで、そこに先に投資をしておくべき事業体

がどのくらい応募していただけるかということとを先行投資とするのかということよりは、こういう充実をしながら、減税措置がとられるということと国の補助事業が受けられるという施策を先に打ち出しながら、そういう要望に、どう向かっていくかというのは、今後の課題の一つだと思っていますし、少なからず、幌延町のまちの中で、どのくらいのどでかい企業がこられるかわかりませんが、多少の町有地を利用しながら、そういう受け答えはできるという、そのくらいのスペースはあるのかと私どもも考えておりますので、まずは、ここの整備を先に進めるということが先決だろうと思っていますし、今ある企業の方々が、この活用をしていただきながらでも、最先端技術の導入をしきながら、活性化をさせるというのも、手法の一つかとも思っています。

西澤委員

確認なんですけれども、この、導入促進計画のところ、2番目に年率の3%以上の労働生産性の向上というところがありまして、その下、詳細下記というところで、旧モデル比で年平均1%以上向上する下記設備というふうにあります。ということは、旧モデルと比べて、その設備が1%以上公向上するものであって、なおかつ、それを導入した際、労働生産性が3%以上を上回るというような理解ということではないんですかね。

角山企画振興G主幹

そういった事を視野に入れて、計画に書き込んでいく。それによって、先端設備をいれることによってそういう事が実現しますよといった中味を記載していただくこととなります。

西澤委員

それと、審査基準に、認定経営革新等支援機関（商工会等）というところがありまして、本町の商工会も認定に向けて、一生懸命頑張っているんですけど、まだ、認定を受けられない状況にあります。そういう場合、どこが、事前確認をおこなうことになるのでしょうか。

角山企画振興G主幹

地元の商工会がここの役割を担ってもらおうというのが一番良い事ではあるんですけど、商工会以外にも、認定を受けた機関自体はありますので、そういったところを活用することによって計画を作ることも可能ではあります。

齋賀委員長

他にありませんか。

では、ないようですので、「先端設備等導入促進基本計画の策定について」はこれで閉じたいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、その他に入りたいと思います。

飯田総務財政課長

追加で、報告させていただきます。

本日の北海道新聞で既にご承知の方もいらっしゃると思いますが、選挙人名簿登録の取扱いについて、これまで幌延町の選挙管理委員会では、新たに18歳になり選挙人名簿の登録要件を満たした者を対象に、居住実態を調査し、住民票を残したまま、進学や就職で他の市町村へ転居している人は、選挙人名簿に登録していませんでした。居住実態がない



ということで。

新聞報道等で、居住実態を調査するかどうかは、市町村によって対応が異なっているの  
で、不公平が生じていることが問題視されていました。

平成30年3月28日付けで総務省から、選挙人名簿の取り扱いに関する通知があり、  
住民基本台帳と選挙人名簿の整合性を図ること、選挙権は国民の基本的な権利であり、投  
票の機会が得られるように留意するなど、適切な対応をとるように通知されました。

町といたしましても、このような状況から、6月1日の幌延町選挙管理委員会において  
選挙人名簿の取り扱いの協議を行い、住民基本台帳と選挙人名簿の整合性を図り、投票の  
機会が得られるようにするため、6月の定時登録から、住民基本台帳により選挙人名簿を  
登録することとしました。この結果、今まで、住民票はあっても、学生で外に出ていると  
いうような方々が、だいたい26人がいらっしゃるのですが、26人の方を6月1日で、今  
回、名簿に登録するようにいたしました。これらの方には、昨日、文書を送付いたしまし  
たので、本日か、遅くとも明日にでも着いているのかなとは思いますが。

そのような形で取扱いをいたすことにしましたので報告させていただきます。

齋賀委員長

今、選挙人名簿の取り扱いについて説明がありましたけれども、何か、この件につい  
て、お伺いしたいことはありませんか。

(「ありません」の声あり)

はい、それでは、その他ほかにありますか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、以上をもって、調査事項を終了し、第3回まちづくり常任委員会を  
閉じたいと思います。

どうも、ご苦労さまでした。

(13時38分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

委員長 齋賀弘孝

以上、記録する。

主事 満保希来